

## 県内の国民健康保険における保険料水準統一に向けた取組状況について

### 1 国の保険料水準統一の方向性

令和 5 年 10 月 18 日、厚生労働省は国保の保険料（税）の都道府県単位の取組を支援するための「保険料水準統一加速化プラン」を全国に事務連絡した。

これにより、令和 6 年度から令和 11 年度までの次期国保運営方針の期間を保険料統一に向けた取組を加速化させる期間と位置付けた。

令和 12 年度に納付金ベースで統一。その後、なるべく早期に完全統一（統一保険料率）を目指す。

※保険料水準の統一とは、同一県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準となること。

### 2 新潟県の方向性

国の方針を踏まえ、新潟県では令和 6 年度から令和 11 年度までの次期国保運営方針期間の目標を「納付金ベースの統一」及び「保険料（税）算定方式の統一」と定め、段階的に取組を進めていく。

### 3 納付金ベースの統一

#### （1）納付金の段階的調整

1 人当たり納付金の急激な増減を抑制するため、令和 7 年度の納付金算定（令和 8 年度納付金）から、5 年かけて段階的に調整を図る。

#### （2）国庫補助金等の県単位化

高額医療費負担金、特別高額医療費共同事業負担金、国特別調整交付金（20 歳未満被保険者数）、保険者努力支援事業（県分・重点配分）、審査支払手数料、療養給付費不足分を各市町村の単位ではなく県全体の納付金から減算する。

#### （3）財政調整

納付金が増加する市町村の、1 人当たりの納付金の増加率（自然増分を除く。）をおおむね 1 % 以内に抑制する。

## 改革後の国保財政の仕組み

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

